

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年11月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）アルペン新発田店・ツルハドラッグ新発田店

所在地 新発田市舟入町3丁目718番地 外

設置者 株式会社アルペン 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の収容台数、駐輪場の収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物保管施設の位置及び容量、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の出入口の数及び位置）に関する届出

公告日 令和元年6月25日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年11月15日から令和元年12月15日まで